

## 徴用工問題の解決と日韓関係の改善に向けて(上)

——川上詩朗弁護士に聞く

徴用工をはじめ戦時中の朝鮮半島からの強制動員問題を巡り、日韓両国政府は非難の応酬を繰り返して、その対立は解消の兆しが見えません。日本政府は「日韓請求権協定で解決済み」と主張し、メディアも韓国に反発する論調が多く、歴史的な事実があまり報じられていないように思われます。そこで、これまで戦後補償裁判に取り組み、日本弁護士連合会の日韓弁護士会戦後処理問題共同行動特別部会の部長を務めている川上詩朗弁護士に、韓国大法院が戦時中に強制動員された元徴用工への損害賠償の支払を日本企業に命じた判決(2012年5月、2018年10月・11月)を読み解いていただき、この問題の本質から解決への道筋と今後の日韓関係の改善まで多岐にわたりお話をうかがいました。上下2回に分けて掲載します。

(JCLU会員・弁護士 神谷延治)

### 韓国大法院判決の受け止め方

——現状についてどのように感じていますか。逆に、韓国ではこの問題についてどのように受け止められているのでしょうか。



川上詩朗弁護士

現在の状況に危機感を持っています。現在の日韓関係の悪化の背景には、徴用工問題や慰安婦問題があります。しかも、それが国民感情的な対立にまで発展しており、非常に危ないと感じます。戦前の日本の例を持ち出すまでもありませんが、一旦国民感情が激化してナショナリズムが強まると、それぞれの国の政府が対

処するのが難しくなります。本来はその前に政治家は問題を解決すべきですが、むしろ対立を煽っているような状況です。メディアもこの問題の本質を必ずしも正確に捉えておらず、必要な情報が国民に届いていません。まずは歴史的事実をしっかりと押さえた上で、冷静な議論をすることが必要ですが、そのような状況ではなく、下手をすれば国民が踊らされて、危うい方向にコントロールされていくのではないかとこの危機感を持っています。

韓国では、憲法前文に「三・一運動によって建立された大韓民国臨時政府の法統…を継承し」と規定されています。日本の統治下からの独立運動である「三・一運動」の精神が憲法の沿革的・理念的な基礎として憲法や法律の解釈基準とされており、日本の植民地支配は不法であるというのが基本的な立場です。徴用工問題は積み残された未解決の問題だと受け止められています。

——問題の本質についてどのように理解されていますか。

人権の問題つまり個人の尊厳の問題であると捉えています。人権は国家との関係で緊張関係が生じる場面が多いですが、本件では日本国家あるいは日本企業との関係で対立・緊張関係にあります。一方、韓国政府もこの問題について被害者に十分な救済措置を取ってきませんでした。個人の尊厳の問題として捉えることにより、日韓両政府それぞれが果たすべき責任の問題をわかりやすく整理することができるのではないのでしょうか。

徴用工との関係で問題となりうる請求権は、例えば未払賃金の支払請求権、供託金の問題などいくつかあります。しかし、ここで問題とされている請求権は、「日本政府の韓半島に対する不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為」に基づく「慰謝料請求権」に限られています(2018年10月大法院判決)。「不法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した」「反人道的な不法行為に基づく」「慰謝料請求権」がポイントです。

ところで、1951年から始まった日韓外交正常化交渉(日韓会談)の結果、1965年6月に日韓基本条約とともに「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下「日韓請求権協定」)が締結され、日本が韓国に対し、無償3億ドル及び有償2億ドルの経済支援を行うこと(協定1条)、両国及び国民の間で請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決したこと(協定2条)などが合意されました。韓国では、日韓請求権協定締結前に行われた日韓会談の文書公開裁判を機に、2005年に日韓会談に関する文書が全面公開されます。それを受けて日韓会談及び日韓請求権協定の交渉過程が検証され、2005年8月に韓国で「民官共同委員会報告」が出されました。この中で日韓請求権協定の基本は「日本の植民地支配賠償を請求するものではなく…韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するもの」であったとまとめられています。すなわち、サンフランシスコ平和条約(1951年)の4条(a)において、在韓・在日の各財産や請求

権(債権を含む)については二国間の「特別取極」によって定めることが規定されており、それを受けて1951年から1965年にかけて日韓会談が始まります。朝鮮はポツダム宣言受諾によって分離独立しましたが、それに伴う財産関係の清算、朝鮮半島に残された日本財産、日本にある韓国・朝鮮財産の返還問題などが日韓会談の目的でした。これが民間共同委員会のいう「財政的・民事的債権債務関係を解決」するという事です。もっとも、植民地支配は不法であるというのが韓国の基本的な立場ですので、それに伴う賠償問題も日韓会談で協議するというのが韓国側のスタンスでした。それに対し、植民地支配は合法であり賠償問題は対象外であるというのが日本側のスタンスでした。そうした中で、最終的には植民地支配及び戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為に基づく慰謝料請求権の問題は曖昧にされ、植民地支配の不法性については合意に至らなかったわけです。

このように、徴用工問題は植民地支配責任問題と密接に関連していますが、植民地支配の不法性を認めない限り徴用工問題は解決することはできないということではないと思います。植民地支配責任の問題は重大であり、その問題にきちんと向かい認識を深めることは必要です。しかし、直面している徴用工問題の解決を図るためには、植民地支配の問題が合意に至らなくても、徴用工として動員されて働かされた実態が人権侵害といえる以上、その事実を前提に被害者を救済することは可能であるといえるのではないのでしょうか。

徴用工の被害実態については、連行の態様と労働・生活環境の2つに分けて考えることができます。例えば、日本製鐵徴用工事件(大阪製鉄所に動員された2人の元徴用工が新日鉄住金(旧日本製鐵、現日本製鐵)と国を被告として慰謝料等を求めて1997年12月24日に大阪地裁に提訴した。日本の裁判は負けたが、その後さらに釜石製鉄所と八幡製鉄所に動員された各1人の元徴用工を加えた合計4人が新日鉄住金を被告として慰謝料を求めて2005年2月28日にソウル中央地方法院に提訴した。)の事案は、連行の態様は「募集」という形式でしたが、実態はいわば騙して連れてきたというものでした。生活環境は、宿舍の「1階窓には鉄格子、1階出入口は舎監が常時監視」など、自由が制限されている状態でした。労働環境は、非常に過酷な労働が強いられていました。食事は貧弱、賃金・給料を支払うことになっていましたが、預金が強制され、通帳と印鑑は舎監が管理し、最終的には徴用工の手元には渡りませんでした。日本の裁判所では、植民地支配の不法性の問題の判断は示されていません。しかし、日本製鐵徴用工事件の大阪地裁の判決では、連行の態様の違法性は認めませんでした。労働の実態については「強制労働に該当し、違法と言わざるを得ない」「賃金未払、強制労働、それぞれに関して債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償責任が認められる」と判断して、新日鉄住金の前身である旧

日本製鐵の賠償責任を認めています。

また、名古屋勤労女子挺身隊事件(名古屋三菱女子勤労挺身隊の6人の被害者と1人の遺族が国と三菱重工に対して損害賠償と新聞紙上での謝罪広告を求めて1999年3月1日に名古屋地裁に提訴した。日本の裁判は負けたが、その後韓国で提訴し、2018年に大法院で勝訴した。)の事案では、13歳から14歳の女の子が女子勤労挺身隊という形で、「日本に行けば学校に行ける」などと騙されて連れて来られ、軍需工場で働かされました。それに対して、2007年に名古屋高裁は、連行の実態も「欺罔あるいは脅迫によって挺身隊員に志願させたものと認められ、これは強制連行であったというべきである」、労働の実態も「強制労働であった」、これについて「民法709条、715条、719条によりその損害賠償等の責任を負担すべきことになる」と三菱重工の賠償責任を認めています。

ここで注目すべきは、日本の裁判所も、強制連行や強制労働の事実や被害実態を認定し、当時の被告企業が法的責任を負うことまで認めていることです。あまりに酷い人権侵害であるという評価は日韓で異なりません。植民地支配の不法性については、現時点において日韓両国の認識が一致しなくとも、人権侵害が認められ救済の必要性があるという点について日韓の裁判所の判断は一致しているのですから、それを問題解決の出発点に位置づけて、そこから解決に向けた取り組みを始めることができるのではないのでしょうか。

## 日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の取組み

——2010年に日本弁護士連合会と大韓弁護士協会は共同宣言を発表していますが、その内容はどのようなものですか。また、日韓の弁護士の間でどのような意見交換ないし議論がなされましたか。

日韓併合から100年という年である2010年に、大韓弁協から戦前に行われた人権侵害の中で未解決の人権課題を調査研究して解決を図る取り組みをやりましょうという申し入れを受け、最初は時限的なチームが日弁連に作られました。こうしたテーマで大韓弁協と正式に継続的な議論をすることが初めてでしたから、最初は問題設定から始まり、各弁護士会のこれまでの取り組みを整理しました。正直、最初は認識のズレがかなりあると感じました。また、議論の前提となる情報が必ずしも共有されていませんでした。そこでその共有を図るため、日弁連と大韓弁協との間でホームページサイトを作りました。日弁連の場合には日弁連のホームページの中に「戦後補償のための日韓共同資料室」というサイトがあり、大韓弁協のサイトと相互にリンクしています。設定された主なテーマは、慰安婦問題、徴用工問題、原爆被爆者の問題、遺骨の問題、未払賃金の問題、軍人・軍属の問題、在日韓国人の地位の問題などです。

2010年6月にはソウルで、同年12月には東京でそれぞれシンポジウムを行い、12月のシンポジウムの際に共同宣言を出しました。その主な内容は全部で4項ありますが、第1項に「日韓両国及び両国民が…過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓関係及び両国民の相互理解と相互信頼が深まることを、未来に向けて良好な日韓関係を築くための礎であることを確認する。」と書かれています。つまり韓国併合の過程や韓国併合条約の効力、植民地支配の歴史的事実に対する認識が必ずしも十分に共有されていないという確認からスタートして、認識の共有に向けた努力をすることを謳っています。第2項に慰安婦問題、第3項に日韓請求権協定に関する文書公開等の問題が書かれています。第3項は、日韓両国政府の一貫性のない解釈・対応が行われてきたことを踏まえ、韓国政府同様に日本においてもそれを公開しなければいけないとしています。第4項に徴用工の問題が書かれています。この問題に関連して西松判決など中国人強制連行の問題で基金による解決が行われていること、その背景にはドイツの「記憶・責任・未来」基金による強制連行問題の解決という先例があり、それらを参考にしながら解決の方向性を考えようということです。

大韓弁協との共同行動は現在も続けられています。来年はこの10年間の到達点と残された課題などを検証するためのシンポジウムを共同開催することを考えています。可能であれば、現在の情勢も踏まえた共同声明を改めて出すことも検討しているところです。

## 日韓請求権協定の考え方

—1965年の日韓請求権協定2条1項では、「両締約国及び其の国民」の「財産、権利及び利益」や「請求権」に関する問題が「完全かつ最終的に解決された」ことが確認されていますが、徴用工の未払賃金や慰謝料を含む個人請求権の問題も国家間の合意により解決されたとみることはできないでしょうか。

日韓請求権協定2条1項の「財産、権利及び利益…請求権」「完全かつ最終的に解決」がキーワードになります。あえて「財産、権利及び利益」と「請求権」を分けていることには意味があります。そこで、両者の区別が問題になりますが、日本政府は、「財産、権利及び利益」とは協定当時すでに実体的な権利として確定していたもの、「請求権」とは協定当時未確定であったもの（判決確定前の損害賠償請求権など）をいうと解しています（1993年5月26日衆議院予算委員会における丹波寛外務省条約局長答弁）。前者については、協定締結後、財産権措置法により権利を消滅させるという国内法的処理がされています。後者に関しては、ここでいう「請求権」の内容を確認するために作られた「合意議事録（I）」には、日韓会談の冒頭で韓国側から提示された「韓日間財産及び請求権協定要綱」（1952年2月15日）において韓国が

求めているいわゆる「対日請求8項目」の範囲に属する「すべての請求が含まれており」、この8項目については「いかなる主張もなしえない」ことが規定されています。そして対日請求8項目の第5項には「被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権」が入っています。そのため、今回の裁判で問題となっている慰謝料請求権がここで言うところの「請求権」の中に含まれるかが問題となります。

それについて含まれないというのが2018年の大法院の多数意見です。その主たる理由は、対日請求8項目は基本的に韓日両国間の財政的・民事的債務関係に関するものであり、いずれも日本の植民地支配の不法性を前提とする内容ではないことから、「被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権」に今回の慰謝料請求権まで含まれると考えることは難しいということでした。確かに、日韓請求権協定前文には「両国間の経済協力を増進すること」を希望したと規定され、1条に定める3億ドルの無償供与及び2億ドルの有償貸付について「大韓民国の経済の発展に役立つもの」でなければならないと規定されているなど、日韓請求権協定の目的が経済協力であることが謳われています。また、「韓日会談白書」（大韓民国政府作成）には「韓日間の請求権問題には賠償請求を含ませることはできない」と記載されていますし、そもそも徴用工の慰謝料請求権が植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結したものであるとするならば、植民地支配が不法か否かについて日韓で合意されていない以上、それを含むと考えることは難しいとの解釈にも合理性があります。この多数意見によれば、問題となっている慰謝料請求権は日韓請求権協定の対象外となりますので、この慰謝料請求権に関して、韓国政府の外交的保護権も個人賠償請求権もいずれも2条1項により消滅しておらず未解決ということになります。

これに対し、個別意見は、今回の慰謝料請求権は協定2条の「請求権」の中に含まれることを認めた上で、「完全かつ最終的に解決」とはあくまでも外交的保護権が消滅したということであり、個人賠償請求権は消滅していないという見解です。つまり、国家と個人は別の法人格ですから、個人の権利を剥奪することは厳格に解すべきであり、国家間の合意で国家が個人の権利を一方的に剥奪するのであれば、条約に明確な根拠が必要です。しかし、条約にはそのような明確な根拠の定めがないことから、個人の賠償請求権を消滅させる合意が成立したと解することができないというのが個別意見の基本的な考え方です。

反対意見は、個人の賠償請求権は消滅していないとしつつも、それは司法的救済が認められないものであると解しています。これに対しては、国際人権法上保障されている「裁判を受ける権利」を否定するものであると批判されています。

以上のように大法院判決の意見は主として3つの類

